

「現地サポート型実務支援事業～住民参加型市場公募地方債発行実務支援～」実施要綱

1 趣旨

地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）は、地方公共団体の資金調達に関する支援業務の一環として、地方公共団体の資金調達手法の多様化に寄与することを目的として、以下の支援事業を実施します。

2 支援対象団体

住民参加型市場公募地方債（以下「住民公募債」という。）の発行を初めて行う地方公共団体を支援対象とします。

ただし、市町村合併を行った団体で、合併前の市町村が住民公募債発行実績を有する団体は本事業の支援対象外とします。

3 支援方法

支援対象団体に対し、次の支援を行います。

（1）自治体ファイナンス・アドバイザーによる住民公募債発行サポート

金融機関での勤務経験を持ち、住民公募債をはじめとする債券発行手続に精通した専門家である自治体ファイナンス・アドバイザーが、支援対象団体への往訪や電話、e-mail などを通じて、住民公募債発行に係る一連のプロセスをきめ細かくサポートします。

サポート期間は、原則として住民公募債発行までの期間とし、住民公募債発行を予定する年度の前の年度から開始することが出来ます。

（2）助成金交付

支援対象団体のうち、希望する団体に対し次のとおり助成金を交付します。

ア 助成対象事業は下記に掲げる直接必要な経費とします。

（ア）パンフレット、リーフレット及びポスターの作成に要する経費

（イ）住民公募債発行に係る起債協議並びにノウハウ習得のための説明会等への参加に要する旅費

イ 助成金の額は、1団体あたり50万円を上限とします。

ウ 助成金の対象となる経費の支出は、交付決定の日以降かつ住民公募債発行日から遡って1年以内とします。

4 申込み要領

(1) 公募期間

平成23年4月1日から、随時申し込みを受け付け、予算に達した時は申し込みを終了します。

(2) 申請方法

支援を希望する地方公共団体は、申請書類に必要事項を記入の上、申請願います。
なお、e-mailにての申請についても可とします。

(3) 申請に必要な書類

ア 支援申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

5 支援対象団体の決定

4(2)の申請があった場合、機構は速やかに2の要件に合致することを確認の上、支援対象団体として決定をし、その旨を申請団体に通知します。

6 助成金の交付・額の決定

(1) 助成金交付の申請

上記5に規定する支援決定通知を受け取った団体で、助成金交付を希望する団体は、(2)の申請書類に必要事項を記入の上、申請願います。

(2) 助成金交付申請に必要な書類

ア 助成金交付申請書（様式第3号）

イ 事業予算書の写し

(3) 助成金交付決定

(1)の申請があった場合、機構は必要書類を確認の上、助成金交付について決定をし、その旨を申請団体に通知します。

(4) 助成額の決定

機構は、申請団体から7に基づく実績報告書の提出を受けた後、その内容審査及び後記様式第8号（助成金交付決算書）等の調査等を行った上で、交付すべき助成金の額を決定し、助成対象団体に通知します。

(5) 助成金の交付

助成金の交付は請求に基づく精算払いとしますので、(4)の通知を受け取った支援対象団体は、速やかに機構に請求してください。

(6) 助成金の取消及び減額

助成金の用途が当該要綱上で規定する助成対象経費と異なる場合などには、助成金の取消や減額を行う場合があります。

(7) 助成金の辞退

事情の変更等により、助成金を辞退する場合には、様式第4号により、速やかに届け出て下さい。

7 実績報告書の提出

支援対象事業が終了したときは、その成果を事業終了後速やかに、所定の様式（様式第5，6，7及び8号）により報告してください。

8 成果の公表・発表等

- (1) 機構が支援事業の成果を公表する場合にはご協力をお願いします。
- (2) 住民公募債発行手続きに係るノウハウ等の成果は、特に定めがない限り支援を受けた団体に帰属しますが、機構はホームページなどで公表できるものとします。
- (3) 支援対象団体が、支援事業の結果を公表するときは、その旨（方法、内容等）報告願います。

9 留意事項

3（1）の自治体ファイナンス・アドバイザーによるサポートにおける支援対象団体への往訪の期間、回数、時期については、他の支援対象団体の状況等を勘案しながら、自治体ファイナンス・アドバイザーが支援対象団体と個別にご相談させていただきます。

10 申請申込み及び相談先

地方公共団体金融機構

地方支援部ファイナンス支援課

TEL：03-3539-2676

FAX：03-3539-2618

E-mail：chihoushien@jfm.go.jp